

予防型通所介護サービス運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社プロGRESSが設置するふれあいステーション愛（以下「事業所」という。）において実施する予防型通所介護サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 予防型通所介護サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 予防型通所介護サービスの事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、介護予防支援事業所、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 予防型通所介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

7 前6項のほか、「鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 予防型通所介護サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ふれあいステーション愛

（2）所在地 鹿児島市吉野二丁目13番13号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、予防型通所介護サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての

指揮命令を行う。管理者は、専らその職務に従事しなければならないが、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申し込みに係る調整他の従業者に対する助言及び技術指導、包括支援センターとの連携・調整を行い、また他の従業者と協力して予防型通所介護計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、予防型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、8月14日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(予防型通所介護サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日1単位 18名とする。

(予防型通所介護サービスの内容)

第8条 予防型通所介護サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ（介護予防） など

(利用料等)

第9条 予防型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、鹿児島市長の定める基準上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- 2 食事の提供に要する費用については、550円を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費を徴収する。
- 4 その他、予防型通所介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合でも、別途の送迎費は徴収しない。
- 7 予防型通所介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市（喜入、松元、桜島を除く）とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は予防型通所介護サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 予防型通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対するは予防型通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況について記録をするものと

する。

- 4 利用者に対するは予防型通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第15条

事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(予防型通所介護計画の作成等)

第16条

- 予防型通所介護を提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に予防型通所介護計画を作成するものとする。また、すでに介護予防計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成するものとする。
- 二 予防型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 三 利用者に対し、予防型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(苦情処理)

- 第17条 予防型通所介護サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した予防型通所介護サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した予防型通所介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では

原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第20条 事業者は、利用者に対する予防型通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 事業者は利用者に対する予防型通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する予防型通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第22条 事業所は、従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年6回

- 2 事業所は、適切な予防型通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定予防通所事業に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社プログレスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第23条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を鹿児島市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に予防型通所介護サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 3月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年10月 1日から施行する。